

## 徳島市解体工事請負業者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、徳島市が発注する解体工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について定め、もって解体工事の円滑な施工と適正な施工管理の確保を図ることを目的とする。

(競争入札に参加できる者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和61年徳島市告示第121号）第5条の規定によるとび・土工・コンクリート工事又は解体工事の資格を有する者のうちから次の各号に掲げる審査事項により審査して決定するものとする。

(1) 次に掲げる日の直前3ヵ年間の経営審査の対象となった解体工事について算出した年間平均完成高

ただし、解体工事で経営審査を受審している場合は、解体工事の経営審査の年間平均完成高とする。

ア 次条第1項による申請の場合、同項に定める提出期限の属する年の1月15日

イ 次条第2項による申請の場合、同項に定める申請書の提出日

ウ 第5条の2第1項による資格の再審査の場合、同項に定める日の属する年の1月15日

(2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の3に定められている解体工事に係る技術者要件を満たしている主任技術者の数

ただし、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの期間については、解体工事の技術者として指導監督的立場での実務経験を2年以上有する者で一級建設機械施工技士の資格を取得している主任技術者を含めた数とする。

2 前項の規定にかかわらず、石綿等が使用されている建築物等（石綿等が吹き付けられた建築物等を除く。）の解体工事についての参加資格の審査要件は、石綿障害予防規則第19条に規定されている石綿作業主任者の雇用を前項で規定する審査要件に加えるものとする。

(申請書の提出の時期)

第3条 資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平成25年を最初の年とする隔年ごとの1月15日から10日間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）に申請書を提出するものとする。

2 申請者は、前項の提出期間内に申請書を提出できない場合は、前項の規定にかかわらず、市長が定める期間内において、随時に申請書を提出することができる。

(資格の取消し)

第4条 競争入札の参加資格を有するものが、つぎの各号の一に該当するに至っ

た場合においては、当該資格を取り消し、その事実が起こった後2年間は競争入札に参加させないことがある。

- (1) 第2条の資格審査事項で事実と反するものがある場合
- (2) 工事の施工に当たって遵守しなければならない法令等の違反がある場合
- (3) その他の解体工事請負業者として不適当なことがあった場合

(資格の有効期間)

第5条 資格の有効期間は、平成25年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日から2年間とする。

- 2 第3条第2項の規定により申請書を提出し、審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、前項の期間の残存期間とする。

(資格の再審査)

第5条の2 市長は、平成26年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日（以下「再審査基準日」という。）において、現に資格を有する者に対し、第2条に定める基準により再審査を行うものとし、再審査の結果、資格に適合すると認められない場合は、前条の規定にかかわらず、再審査基準日以後の資格を取り消すことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、再審査を行わないことがある。

- 2 市長は、前項の規定による再審査を行う場合は、現に資格を有する者に対し、市長が別に定める期間内において、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(定めのない事項)

第6条 本基準に定めのない事項、本基準の定めにより難しい事項、その他本基準の目的を達成するために必要となる事項は、そのつど市長がこれを定める。

附 則

- 1 この基準は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日以後平成11年7月31日までに指名通知を行った解体工事については、この限りではない。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成20年12月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の徳島市解体工事請負業者選定基準第3条の規定にかかわらず、平成21年において、徳島市の区域内に主たる営業所を有するものについては、同年1月15日から同年2月16日まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の期間

に競争入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

附 則

この基準は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。